



山形県公報

平成22年3月16日(火)
第2126号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 漁業共済の契約締結の申込みについての同意成立の届出……………(農政企画課) ……255
- 国土調査の成果の認証……………(農村計画課) ……256
- 同……………(同) ……同
- 県営土地改良事業計画の変更……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(同) ……257
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……258
- 平成17年4月県告示第345号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部改正……………(河川砂防課) ……同
- 山形県青年の家の利用料金……………(教育庁) ……同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会3月定例会の招集……………260
- 山形県青年の家の利用時間及び休館日……………同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 直接請求に必要な有権者の数……………同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(置賜総合支庁地域支援課) ……261
- 監査結果の公表……………(監査委員) ……同

## 告 示

### 山形県告示第182号

次の加入区に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成22年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 加入区の名称  
吹浦加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 飽海郡遊佐町の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業であって飽海郡遊

佐町吹浦の区域の者が営むもの

2 (1) 加入区の名称

吹浦加入区

(2) 加入区の区域及び漁業の区分

イ 加入区の区域 飽海郡遊佐町の区域

ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業であって飽海郡遊佐町の区域（吹浦を除く。）の者が営むもの

---

**山形県告示第183号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成22年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 調査を行った者の名称

鶴岡市

2 調査を行った期間

平成20年4月14日から平成21年11月11日まで

3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称

鶴岡市地籍図及び地籍簿

4 調査地域

越沢の一部

5 認証年月日

平成22年3月9日

---

**山形県告示第184号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成22年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 調査を行った者の名称

南陽市

2 調査を行った期間

平成8年5月31日から平成10年3月19日まで

3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称

南陽市地籍図及び地籍簿

4 調査地域

漆山、池黒及び宮内の各一部

5 認証年月日

平成22年3月9日

---

**山形県告示第185号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営土地改良事業（鳴谷地地区農地環境整備事業）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営鳴谷地地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

上山市役所

3 縦覧に供する期間

平成22年3月23日から同年4月20日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対するのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第186号**

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成22年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事 業 名                               | 地 区 名       | 工 事 完 了 年 月 日 |
|-------------------------------------|-------------|---------------|
| 中 山 間 地 域 総 合 整 備 事 業               | 花 笠 高 原 地 区 | 平成21年11月30日   |
| た め 池 等 整 備 事 業                     | 日 塔 地 区     | 平成22年2月12日    |
| か ん が い 排 水 事 業                     | 伊 蔵 堰 地 区   | 平成22年2月23日    |
| 基 幹 水 利 施 設 ス ト ッ ク マ ネ ジ メ ン ト 事 業 | 和 合 渋 田 地 区 | 平成22年2月26日    |

**山形県告示第187号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成22年3月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成22年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 344号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長        |
|----------------------------------|------|-------------------|------------|
| 酒田市大字北青沢字大俣国有林54林班の小班から<br>同 上まで | 旧    | 11.0メートル<br>} 8.5 | メートル<br>58 |
| 同 上                              | 新    | 31.0メートル<br>} 8.5 | 同 上        |

**山形県告示第188号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成22年3月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成22年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 344号
- 2 供用開始の区間 酒田市大字北青沢字大俣国有林54林班の小班から  
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成22年3月16日

**山形県告示第189号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき天童市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成22年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 山形広域都市計画下水道
  - (2) 名称 天童公共下水道
- 2 縦覧の場所
 

土木部都市計画課

**山形県告示第190号**

平成17年4月県告示第345号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。  
なお、関係図書は、土木部河川砂防課及び最上総合支庁建設部において縦覧に供する。

平成22年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第2項を次のように改める。

## 2 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から12号までを順次結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡 市   | 町 村   | 大 字 | 字   | 地 番     | 標 柱 番 号  |
|-------|-------|-----|-----|---------|----------|
| 最 上 郡 | 金 山 町 | 金 山 | 下 山 | 1940-1  | 1号から4号まで |
|       |       |     |     | 1985-2  | 5号       |
|       |       |     |     | 1938-6  | 6号及び7号   |
|       |       |     | 羽 場 | 1985-1  | 8号       |
|       |       |     |     | 937-1   | 9号       |
|       |       |     |     | 919-4地先 | 10号      |
|       |       |     | 下 山 | 1940-1  | 11号及び12号 |

**山形県告示第191号**

山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例（平成21年3月県条例第40号）附則第3項及び同条例による改正後の山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第14条第2項の規定により、山形県青年の家の利用料金を次のとおり承認した。

平成22年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 利用料金
  - (1) 宿泊を伴う利用に係る利用料金

| 区 分                                                                                                 | 利用料金の額（1人1泊当たり） |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 年齢に達しない者、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者（以下「小中学生等」という。）、小中学生等を引率し、指導するため利用する者及び教育委員会が主催して行う団体宿泊訓練等に参加する者 | 無料              |
| 高等学校の生徒又はこれに準ずる者（以下「高校生等」という。）及び社会教育関係者                                                             | 340円            |
| 大学の学生又はこれに準ずる者（以下「大学生等」という。）、高校生等又は大学生等を引率し、指導するため利用する者及び小中学生等、高校生等又は大学生等に同伴して利用する者                 | 540円            |
| その他の者                                                                                               | 950円            |

## (2) 宿泊を伴わない利用に係る利用料金

| 施 設       | 利用料金の額（1室1日当たり） |
|-----------|-----------------|
| 第 1 研 修 室 | 190円            |
| 第 2 研 修 室 | 190円            |
| 第 3 研 修 室 | 190円            |
| 第 4 研 修 室 | 190円            |
| 第 5 研 修 室 | 190円            |
| 第 6 研 修 室 | 190円            |
| 大 研 修 室   | 600円            |
| 食 堂       | 600円            |
| 体 育 館     | 2,400円          |

## 備考

- 1 宿泊を伴う利用をする者が利用の許可を受けた期間中に施設を利用する場合における当該利用に係る利用料金は、無料とする。
  - 2 次に掲げる者が宿泊を伴わない利用をする場合の利用料金は、無料とする。
    - (1) 小中学生等
    - (2) 高校生等
    - (3) 小中学生等又は高校生等を引率し、指導するために利用する者
    - (4) 小中学生等又は高校生等に同伴して利用する者
    - (5) 教育委員会が主催して行う研修等に参加する者
  - 3 宿泊を伴わない利用をする場合において、利用の期間が1日に満たないときは、1日として計算する。
- 2 適用期間  
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第5号

山形県教育委員会3月定例会を次のとおり招集した。

平成22年3月16日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成22年3月17日（水） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題  
(1) 教育委員会職員の人事について  
(2) 教職員の人事について

#### 山形県教育委員会告示第6号

山形県青少年教育施設条例の一部を改正する条例（平成21年3月県条例第40号）附則第3項及び同条例による改正後の山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第12条第2項の規定により、山形県青年の家の利用時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成22年3月16日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 1 利用時間  
宿泊を伴わない利用にあつては午前9時から午後9時まで  
ただし、午後5時以降の利用者がいないときは午後5時まで
- 2 休館日  
(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（4月、5月、7月及び10月にあるものを除く。）  
(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 3 適用期間  
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成22年3月16日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 19,389人

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数 228,239人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名        | 3分の1の数  | 選挙区名          | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|-------------|---------|---------------|---------|------|---------|
| 山形市         | 68,087人 | 村山市           | 7,677人  | 西村山郡 | 12,464人 |
| 米沢市         | 23,889人 | 長井市           | 8,159人  | 最上郡  | 13,156人 |
| 鶴岡市         | 37,998人 | 天童市           | 16,873人 | 東置賜郡 | 11,955人 |
| 酒田市・<br>飽海郡 | 35,804人 | 東根市           | 12,524人 | 西置賜郡 | 9,222人  |
| 新庄市         | 10,583人 | 尾花沢市・<br>北村山郡 | 7,846人  | 東田川郡 | 8,620人  |
| 寒河江市        | 11,646人 | 南陽市           | 9,371人  |      |         |
| 上山市         | 9,637人  | 東村山郡          | 7,640人  |      |         |

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成22年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成22年2月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人Y-MOTネットワーク
  - (2) 代表者の氏名  
渡邊 毅
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市門東町三丁目1番47号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域の中小企業に対して、専門知識を集結し、企業・産業に課題解決型のサービスを提供する事業を行い、広域的な経済・産業の活性化、雇用の創出を支援し、社会の発展に寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成21年11月から平成22年3月まで実施した平成21年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成22年3月16日

山形県監査委員 野 川 政 文  
山形県監査委員 寒 河 江 政 好  
山形県監査委員 小 山 壽 夫  
山形県監査委員 濱 田 宗 一

### 第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関118箇所について、次のとおり実施した。

| 監査対象機関          | 実施年月日       | 担当監査委員 |      |
|-----------------|-------------|--------|------|
| 庄内児童相談所         | 平成21年11月25日 | 小山委員   |      |
| 鶴岡乳児院           | 平成21年11月25日 | 小山委員   |      |
| 庄内職業能力開発センター    | 平成21年11月25日 | 小山委員   |      |
| 知的障がい者更生相談所庄内支所 | 平成21年11月24日 | 小山委員   |      |
| 産業技術短期大学校庄内校    | 平成21年11月25日 | 小山委員   |      |
| 環境科学研究センター      | 平成21年11月25日 | 野川委員   | 濱田委員 |
| 北村山高等学校         | 平成21年11月25日 | 野川委員   | 濱田委員 |
| 村山農業高等学校        | 平成21年11月25日 | 野川委員   | 濱田委員 |
| 最上学園            | 平成21年11月24日 | 野川委員   | 濱田委員 |
| 農業総合研究センター畜産試験場 | 平成21年12月21日 | 野川委員   | 小山委員 |
| 新庄警察署           | 平成21年12月21日 | 野川委員   | 小山委員 |
| 尾花沢警察署          | 平成21年12月24日 | 野川委員   | 小山委員 |
| 新庄北高等学校         | 平成21年12月21日 | 野川委員   | 小山委員 |
| 神室少年自然の家        | 平成21年12月24日 | 野川委員   | 小山委員 |
| 最上教育事務所         | 平成21年12月24日 | 野川委員   | 小山委員 |
| 村山警察署           | 平成21年12月21日 | 野川委員   | 小山委員 |
| 鶴岡高等養護学校        | 平成21年12月21日 | 寒河江委員  | 濱田委員 |
| 鶴岡南高等学校         | 平成21年12月21日 | 寒河江委員  | 濱田委員 |
| 庄内教育事務所         | 平成21年12月22日 | 寒河江委員  | 濱田委員 |
| 金峰少年自然の家        | 平成21年12月22日 | 寒河江委員  | 濱田委員 |
| 鶴岡北高等学校         | 平成21年12月21日 | 寒河江委員  | 濱田委員 |
| 農業総合研究センター養豚試験場 | 平成21年12月21日 | 寒河江委員  | 濱田委員 |
| 鶴岡警察署           | 平成21年12月21日 | 寒河江委員  | 濱田委員 |



|                |             |       |      |
|----------------|-------------|-------|------|
| 水産試験場          | 平成21年12月22日 | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 山添高等学校         | 平成21年12月22日 | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 加茂水産高等学校       | 平成21年12月22日 | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 長井警察署          | 平成22年1月13日  | 寒河江委員 | 小山委員 |
| 荒砥高等学校         | 平成22年1月13日  | 寒河江委員 | 小山委員 |
| やまなみ学園         | 平成22年1月13日  | 寒河江委員 | 小山委員 |
| 置賜農業高等学校       | 平成22年1月14日  | 寒河江委員 | 小山委員 |
| 長井工業高等学校       | 平成22年1月13日  | 寒河江委員 | 小山委員 |
| 工業技術センター置賜試験場  | 平成22年1月12日  | 寒河江委員 | 小山委員 |
| 米沢興譲館高等学校      | 平成22年1月14日  | 寒河江委員 | 小山委員 |
| 米沢商業高等学校       | 平成22年1月14日  | 寒河江委員 | 小山委員 |
| 上山明新館高等学校      | 平成22年1月14日  | 寒河江委員 | 小山委員 |
| 小国高等学校         | 平成22年1月13日  | 寒河江委員 | 小山委員 |
| 小国警察署          | 平成22年1月13日  | 寒河江委員 | 小山委員 |
| 内水面水産試験場       | 平成22年1月12日  | 寒河江委員 | 小山委員 |
| 庄内総合高等学校       | 平成22年1月13日  | 野川委員  | 濱田委員 |
| 酒田東高等学校        | 平成22年1月14日  | 野川委員  | 濱田委員 |
| 総合療育訓練センター庄内支所 | 平成22年1月12日  | 野川委員  | 濱田委員 |
| 鳥海学園           | 平成22年1月12日  | 野川委員  | 濱田委員 |
| 庄内警察署          | 平成22年1月13日  | 野川委員  | 濱田委員 |
| 酒田警察署          | 平成22年1月14日  | 野川委員  | 濱田委員 |
| 庄内食肉衛生検査所      | 平成22年1月13日  | 野川委員  | 濱田委員 |
| 鶴岡中央高等学校       | 平成22年1月13日  | 野川委員  | 濱田委員 |
| 酒田西高等学校        | 平成22年1月14日  | 野川委員  | 濱田委員 |

|                           |            |       |      |
|---------------------------|------------|-------|------|
| 酒 田 工 業 高 等 学 校           | 平成22年1月14日 | 野川委員  | 濱田委員 |
| 遊 佐 高 等 学 校               | 平成22年1月14日 | 野川委員  | 濱田委員 |
| 消 防 学 校                   | 平成22年1月12日 | 野川委員  | 濱田委員 |
| 寒 河 江 警 察 署               | 平成22年1月26日 | 野川委員  | 小山委員 |
| 農業総合研究センター園芸試験場           | 平成22年1月26日 | 野川委員  | 小山委員 |
| 新 庄 神 室 産 業 高 等 学 校       | 平成22年1月27日 | 野川委員  | 小山委員 |
| 朝 日 学 園                   | 平成22年1月26日 | 野川委員  | 小山委員 |
| 天 童 高 等 学 校               | 平成22年1月27日 | 野川委員  | 小山委員 |
| 村 山 教 育 事 務 所             | 平成22年1月26日 | 野川委員  | 小山委員 |
| 寒 河 江 高 等 学 校             | 平成22年1月27日 | 野川委員  | 小山委員 |
| 鶴 岡 養 護 学 校               | 平成22年1月25日 | 野川委員  | 小山委員 |
| 庄 内 農 業 高 等 学 校           | 平成22年1月25日 | 野川委員  | 小山委員 |
| 酒 田 商 業 高 等 学 校           | 平成22年1月25日 | 野川委員  | 小山委員 |
| 朝 日 少 年 自 然 の 家           | 平成22年1月26日 | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 寒 河 江 工 業 高 等 学 校         | 平成22年1月26日 | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 置 賜 教 育 事 務 所             | 平成22年1月27日 | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 森 林 研 究 研 修 セ ン タ ー       | 平成22年1月26日 | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 高 畠 高 等 学 校               | 平成22年1月27日 | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 米 沢 警 察 署                 | 平成22年1月27日 | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 南 陽 高 等 学 校               | 平成22年1月27日 | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 農業総合研究センター水田農業試験場         | 平成22年1月25日 | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 病 害 虫 防 除 所 庄 内 支 所       | 平成22年1月25日 | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 工 業 技 術 セ ン タ ー 庄 内 試 験 場 | 平成22年1月25日 | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 山 形 警 察 署                 | 平成22年2月16日 | 小山委員  |      |

|              |            |       |      |
|--------------|------------|-------|------|
| 精神保健福祉センター   | 平成22年2月16日 | 小山委員  |      |
| 図書館          | 平成22年2月16日 | 小山委員  |      |
| 山形豊学校        | 平成22年2月17日 | 野川委員  | 小山委員 |
| 福祉相談センター     | 平成22年2月16日 | 野川委員  | 小山委員 |
| 産業技術短期大学校    | 平成22年2月16日 | 野川委員  | 小山委員 |
| 山形盲学校        | 平成22年2月17日 | 野川委員  | 小山委員 |
| 村山特別支援学校     | 平成22年2月17日 | 野川委員  | 小山委員 |
| 上山高等養護学校     | 平成22年2月15日 | 野川委員  | 小山委員 |
| ゆきわり養護学校     | 平成22年2月17日 | 野川委員  | 小山委員 |
| 左沢高等学校       | 平成22年2月17日 | 野川委員  | 小山委員 |
| 鶴岡工業高等学校     | 平成22年2月15日 | 野川委員  | 小山委員 |
| 内陸食肉衛生検査所    | 平成22年2月16日 | 濱田委員  |      |
| 農業総合研究センター   | 平成22年2月16日 | 濱田委員  |      |
| 病虫害防除所       | 平成22年2月16日 | 濱田委員  |      |
| 総合療育訓練センター   | 平成22年2月16日 | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 工業技術センター     | 平成22年2月16日 | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 高度技術研究開発センター | 平成22年2月16日 | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 博物館          | 平成22年2月17日 | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 山形工業高等学校     | 平成22年2月17日 | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 山形東高等学校      | 平成22年2月17日 | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 山形北高等学校      | 平成22年2月17日 | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 山形中央高等学校     | 平成22年2月17日 | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 霞城学園高等学校     | 平成22年2月17日 | 寒河江委員 | 濱田委員 |
| 酒田北高等学校      | 平成22年2月26日 | 寒河江委員 | 小山委員 |

|             |            |       |      |
|-------------|------------|-------|------|
| 米沢工業高等学校    | 平成22年2月26日 | 寒河江委員 | 小山委員 |
| 米沢養護学校      | 平成22年2月26日 | 寒河江委員 | 小山委員 |
| 真室川高等学校     | 平成22年2月26日 | 寒河江委員 | 小山委員 |
| 酒田聾学校       | 平成22年2月26日 | 寒河江委員 | 小山委員 |
| 米沢東高等学校     | 平成22年2月26日 | 寒河江委員 | 小山委員 |
| 長井高等学校      | 平成22年2月26日 | 野川委員  | 濱田委員 |
| 楯岡高等学校      | 平成22年2月26日 | 濱田委員  |      |
| 東根工業高等学校    | 平成22年2月26日 | 野川委員  | 濱田委員 |
| 飯豊少年自然の家    | 平成22年2月26日 | 野川委員  | 濱田委員 |
| 新庄養護学校      | 平成22年2月26日 | 野川委員  | 濱田委員 |
| 金山高等学校      | 平成22年2月26日 | 野川委員  | 濱田委員 |
| 山形西高等学校     | 平成22年3月9日  | 寒河江委員 | 小山委員 |
| 山形職業能力開発専門校 | 平成22年3月9日  | 寒河江委員 | 小山委員 |
| 山形南高等学校     | 平成22年3月9日  | 寒河江委員 | 小山委員 |
| 青年の家        | 平成22年3月9日  | 寒河江委員 | 小山委員 |
| 天童警察署       | 平成22年3月9日  | 寒河江委員 | 小山委員 |
| 体育館         | 平成22年3月9日  | 寒河江委員 | 小山委員 |
| 谷地高等学校      | 平成22年3月9日  | 野川委員  | 濱田委員 |
| 山形養護学校      | 平成22年3月9日  | 野川委員  | 濱田委員 |
| 山辺高等学校      | 平成22年3月9日  | 野川委員  | 濱田委員 |
| 南陽警察署       | 平成22年3月9日  | 野川委員  | 濱田委員 |
| 上山警察署       | 平成22年3月9日  | 野川委員  | 濱田委員 |
| 新庄南高等学校     | 平成22年3月9日  | 野川委員  | 濱田委員 |

## 第2 監査結果

## (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

- ア 北村山高等学校  
(7) 収入事務が適切でないものがある。
- イ 農業総合研究センター畜産試験場  
(7) 旅費の支払いが著しく遅延しているものがある。
- ウ 新庄北高等学校  
(7) 旅費の支払いが著しく遅延しているものがある。
- エ 鶴岡高等養護学校  
(7) 入札事務が適切でないものがある。
- オ 酒田東高等学校  
(7) 予算の計画的・効率的執行がなされていないものがある。
- カ 酒田西高等学校  
(7) 予算の計画的・効率的執行がなされていないものがある。
- キ 酒田工業高等学校  
(7) 予算の計画的・効率的執行がなされていないものがある。
- ク 新庄神室産業高等学校  
(7) 旅費の支払いが著しく遅延しているものがある。
- ケ 寒河江高等学校  
(7) 予算の計画的・効率的執行がなされていないものがある。
- コ 酒田商業高等学校  
(7) 旅費の支払いが著しく遅延しているものがある。
- サ 森林研究研修センター  
(7) 予算の計画的・効率的執行がなされていないものがある。
- シ 農業総合研究センター  
(7) 予算の計画的・効率的執行がなされていないものがある。
- ス 山形工業高等学校  
(7) 旅費の支払いが著しく遅延しているものがある。
- セ 山形東高等学校  
(7) 予算の計画的・効率的執行がなされていないものがある。
- ソ 酒田北高等学校  
(7) 予算の計画的・効率的執行がなされていないものがある。
- タ 米沢工業高等学校  
(7) 物品の管理が適切でないものがある。
- チ 米沢養護学校  
(7) 予算の計画的・効率的執行がなされていないものがある。
- ツ 米沢東高等学校  
(7) 予算の計画的・効率的執行がなされていないものがある。
- テ 長井高等学校  
(7) 予算の計画的・効率的執行がなされていないものがある。
- (2) 注意事項  
監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。
- ア 事務事業  
(7) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないものがある。(博物館)
- イ 予算  
(7) 予算の計画的・効率的執行がなされていないものがある。(鶴岡中央高等学校、産業技術短期大学校)
- ウ 収入  
(7) 収入の調定が適切でないものがある。(農業総合研究センター畜産試験場、総合療育訓練センター)
- エ 支出  
(7) 給与の支給額を誤っているものがある。(最上教育事務所、上山明新館高等学校、山形中央高等学校、米沢工業高等学校、酒田聾学校)  
(イ) 未請求を理由に支払いが遅延しているものがある。(農業総合研究センター園芸試験場、酒田聾学校)

(ウ) 旅費の支払いが遅延しているものがある。(北村山高等学校、鶴岡南高等学校、金峰少年自然の家、置賜農業高等学校、米沢興譲館高等学校、米沢商業高等学校、天童高等学校、朝日少年自然の家、置賜教育事務所、農業総合研究センター水田農業試験場、山形東高等学校、酒田北高等学校、真室川高等学校、新庄養護学校)

オ 契 約

(ア) 入札事務が適切でないものがある。(工業技術センター)